

通信・放送の総合的な法体系に関する
「取りまとめの方向性(案)」について

平成21年6月9日

(社)日本ケーブルテレビ連盟

取りまとめの方向性(案)について

お取りまとめいただきました案につきましては、検討委員会委員各位、並びに事務局の皆様方のご尽力に感謝申し上げます。

当取りまとめ案のケーブルテレビに関する事項につきましては、基本的には総じて賛意を表すものでございますが、個別事項に関する制度設計上の留意点等につきましては、若干の意見を以下に述べさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

意見(1)

1. 「3. 伝送サービス規律 (1)伝送サービス規律の再編」について

| 項目 | 意見 |
|---|---|
| <p>④現行の有線テレビジョン放送施設に対する施設の使用の承諾義務(いわゆるチャンネルリースの義務) ……チャンネルリースの義務付けを廃止することが適当である。 ……新たな法体系への移行に際し、大きな負担を伴うことのないよ、一定の経過措置・適用除外措置を講ずることが適当である。</p> | <ul style="list-style-type: none">・義務付けを廃止して、一般的な伝送サービス規律の中で規律をうけるという、基本的な方向性に賛成します。・但し、現在実施している事業者に対しては、具体的な制度設計に当っては、事業者の事業の実状を十分に勘案した経過措置、適用除外等の措置を講ずるようお願いいたします。 |

意見(2)

2. 「3. 伝送サービス規律 (2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し」について

| 項目 | 意見 |
|--|--|
| <p>①有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制 ……許可制を廃止し、規律の合理化を図ることが適当である。(措置の具体例:[許可]に……)</p> | <ul style="list-style-type: none">・許可制を廃止し、「登録制」とする方向性については、より柔軟な事業展開を可能とする視点からの提言であり、基本的には賛成いたします。・しかし、具体的な制度設計に際しましては、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、更には後段で申しあげるコンテンツ面での受信者利益の保護など、十分ご留意いただきたくお願いいたします。 |

意見(3)

3. 「3. 伝送サービス規律 (2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し」について

| 項目 | 意見 |
|---|---|
| <p>②施設の譲渡等の認可制</p> <p>……許可制の廃止に伴いこうした事項を審査する必要性がなくなるため、併せて廃止することが適当である。</p> | <ul style="list-style-type: none">・放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については廃止することが提言されており、基本的な方向性に賛成します。・但し、具体的な制度設計に際しては、一定の適格性を審査することにより、安易な譲渡、廃止を防止するなど、受信者保護を図ることができるような規定が必要と考えます。 |
| <p>③施設設置に係る国等の配慮</p> <p>……施設の設置に係る国及び地方公共団体の配慮定は、引き続き維持することが適当である。</p> | <ul style="list-style-type: none">・国及び地方公共団体の配慮規定を引き続き維持することについては賛成します。 |

意見(4)

4. 「4. コンテンツ規律(3)メディアサービスに関する具体的規律」について

| 項目 | 意見 |
|--|---|
| <p>①一定のメディアサービスを確保するための規律</p> <p>イ ……中略…… 具体的には、</p> <p>—基本計画の対象としては、地上放送、特別衛星放送とし、</p> <p>—地上放送のうち電波利用の柔軟化により実現する放送、一般衛星放送は、基本計画の対象外とすること、を基本とすることが適当である。</p> <p>ウ ……中略……基本計画の対象とならない放送についても、必要に応じて、その健全な発達を図るための基本的方針を明確にすることも考えられる。</p> <p>②業務開始の手続</p> <p>イ 事業形態の柔軟化のための参入手続の見直し</p> <p>—基本計画の対象外の放送は、……中略……「登録制」で欠格事由を審査できる手続とする。</p> | <p>・ケーブルテレビは、地域の行政情報の発信など地域に密着した一定の公共性を持った放送を行っており、「登録制」にして単純な規制緩和のみを行えば、実質的に参入退出が柔軟になる反面、受信者利益の保護に懸念が生じます。</p> <p>・したがって、具体的な制度設計に際しましては、基本計画の対象となる放送と同様に期待される役割を十分に果たし、受信者を保護し得る措置が必要と考えます。</p> |

意見(5)

5. 「4. コンテンツ規律 (3)メディアサービスに関する具体的規律」について

| 項目 | 意見 |
|--|--|
| <p>⑤「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方</p> <p>イ 裁定制度</p> <p>……現時点では、引き続きこのような「受信者の利益」を確保すべき必要性があると考えられる。</p> <p>……有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である。</p> <p>……実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none">・裁定制度につきましては、「受信者の利益」の確保、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての意義、及び現在、ガイドラインに基づき関係者間で協議中のため、引き続き当制度を維持する旨の提言となったものと理解しており、その基本的な方向性に賛成します。・今後とも、放送事業者との協議を基本として課題解決に努め、「受信者の利益」の確保を図ってまいります。 |

意見(6)

6. 「6. 紛争処理機能の拡大」について

| 項目 | 意見 |
|--|---|
| <p>○ このため、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能……中略……再送送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、……</p> | <p>・昭和61年までは地上放送事業者との間で、斡旋制度がありました。昭和61年より現在の大臣裁定制度となった経緯があります。</p> <p>区域外再送信につきましては、事案ごとにその地域固有の事情があります。したがって、広域で一律のサービスを基本とする現在の電気通信事業者の紛争処理事案とは性質が異なるものと考えます。</p> <p>ガイドラインに沿って各地で協議を行なうことを基本とし、協議が整わない場合に総合通信局に対し申請を行なう現行の大臣裁定制度は適当と考えます。</p> |

以上